

屋外広告物の許可の基準の変更について

鉄道車両に表示される広告物の規制の見直しについて（案）

1 改正の理由

近年、鉄道車両を活用して地域振興や観光振興を目的とした広告を行うことが注目されていることから、屋外広告物条例の目的である「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆への危害の防止」に基づき適正な誘導が図られるよう、「鉄道車両に表示される広告物の規制の見直し」を行うものである。

なお、鉄道の連続性の観点から、沿線自治体が同様の基準を整備する必要があるため、鉄道車両広告の規制の見直しに当たっては、栃木県を始め県内自治体と連携を図るものとする。

2 鉄道車両に表示される広告物の規制の見直し

鉄道車両に表示される広告物に係る規制を次のように改正する。

現状	改正後
・なし (適用除外あり※)	・位置：全面（前後左右）可 ・面積：制限なし ・その他：都市の景観と調和のとれたものとする。 (ガイドライン等による景観誘導)

※適用除外

- ・自家用広告物
- ・1車両につき、大きさ1.0m×0.5m以内、かつ3件以内

3 今後のスケジュール

平成26年 2月 例規審査委員会（宇都宮市屋外広告物条例施行規則改正）
告示

4月～ 施行 ※県内同時施行